

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和6年2月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	1 新規申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地の変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条8号 別表第二】 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県障害者相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県総務部情報公開課 059-224-2071 情報公開／個人情報公開窓口 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 三重県障害者相談支援センター 059-236-0400

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116) (別表第二における情報照会の根拠) なし (身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第10号、第59条の2第1号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
平成29年12月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 森下宏也	障がい福祉課長 西川 恵子	事後	重要な変更にあたらない (人事異動)
平成30年4月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県健康福祉部障がい福祉課 059-224-2215	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県子ども・福祉部障がい福祉課 059-224-2215	事後	重要な変更にあたらない (組織改正)
平成30年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	三重県健康福祉部障がい福祉課	三重県子ども・福祉部障がい福祉課	事後	重要な変更にあたらない (組織改正)
平成30年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 西川 恵子	障がい福祉課長 森岡 賢治	事後	重要な変更にあたらない (人事異動)
平成31年2月8日	I 関連情報	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第10号、第59条の2第1号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第11号、第59条の2第1号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
平成31年2月8日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	重要な変更にあたらない (様式変更に伴う項目及び記載の追加)
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第11号、第59条の2第1号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第12条の2、第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条第1号・第5号・第6号・第11号、第59条の2第1号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
令和2年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 障がい福祉課長	三重県障害者相談支援センター 所長	事後	重要な変更にあたらない (事務分掌変更)
令和2年8月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県子ども・福祉部障がい福祉課 059-224-2215	〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 三重県障害者相談支援センター 059-236-0400	事後	重要な変更にあたらない (事務分掌変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	2015/4/1	2020/4/1	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 は500人以上か いつ時点の計数か	2015/4/1	2020/4/1	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和4年3月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	2)十分である	事後	重要な変更当たらない (記載内容修正)
令和6年2月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交 付に関する事務であって主務省令で定めるも の 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第11条	番号法第9条第1項 別表第一の11の項	事後	
令和6年2月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条7号 別表第二】 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、 56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号)】 第9条第1号・第4号、第11条第1号、第12条第 1号・第2号・第4号・第6号・第8号、第12条の2、 第14条第1号・第2号、第20条第2号、第21条第 1号・第2号、第22条第1号、第28条第1号、第29 条第1号、第30条第4号、第31条第1号・第2号・ 第4号・第5号・第6号、第42条第1号、第43条の 4第1号、第53条第1号・第2号・第3号、第55条 第1号・第5号・第6号・第11号、第59条の2第1 号 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務に おいて情報提供ネットワークシステムによる情 報照会を行わない)	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条8号 別表第二】 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、 56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務に おいて情報提供ネットワークシステムによる情 報照会を行わない)	事後	
令和6年2月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県戦略企画部情報公開課 059-224 -2071 情報公開/個人情報公開窓口 059-224 -2073	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県総務部情報公開課 059-224-20 71 情報公開/個人情報公開窓口 059-224 -2073	事後	
令和6年2月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満 令和2年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年2月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年2月7日	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年2月7日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	